平成27年 集落営農実態調査結果

（関東農政局管内）

平　成　２　７　年　７　月

農林水産省

1　組織形態別集落営農数（全国・管内）

・　平成27年の全国の集落営農数は１万4,852となり、このうち法人は3,622で、10年前の平成17年（646）に比べ5.6倍に増加しました。
・　関東農政局管内（以下「管内」という。）の集落営農数は1,017となり、このうち法人は272で、10年前の平成17年（39）に比べ約７倍に増加しました。

図１　組織形態別集落営農数（全国・管内）

※「集落営農」とは、「集落」を単位として農業生産過程における一部又は全部についての共同化・統一化に関する合意の下に実施される営農をいいます。

２ 組織形態別集落営農数（地方農政局別）

・　地方農政局別の集落営農数を５年前の平成22年と比べてみると、北海道、東海以外は増加しており、集落営農数が最も多い東北は3,306で309増加しました。また、中国四国は、2,477で340と最も増加しました。関東は、1,017で72増加しました。
・　同様に法人をみると、全てで増加しており、最も増加したのは中国四国の858で22年に比べ376増加しました。法人の最も多い北陸は935で335増加しました。関東は、272で129増加しました。

図２　組織形態別集落営農数（地方農政局別）

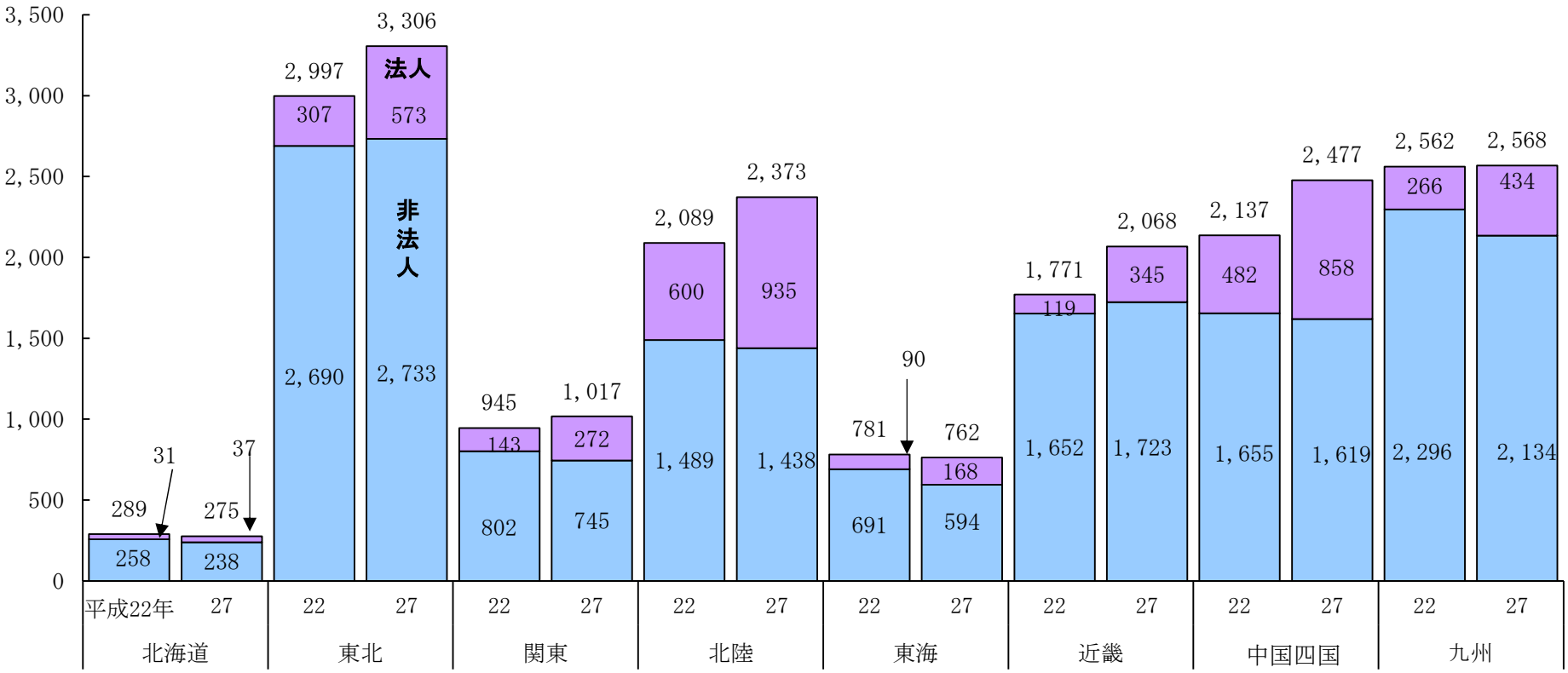

注：北海道は北海道農政事務所

3　組織形態別集落営農数（管内）

・　管内の県別に集落営農数を５年前の平成22年と比べてみると、群馬、埼玉で減少しましたが、集落営農数が最も多い長野は344で37増加しました。
・　同様に法人をみると、群馬が72で48増加し、長野が76で38増加しました。

図３　組織形態別集落営農数（管内）

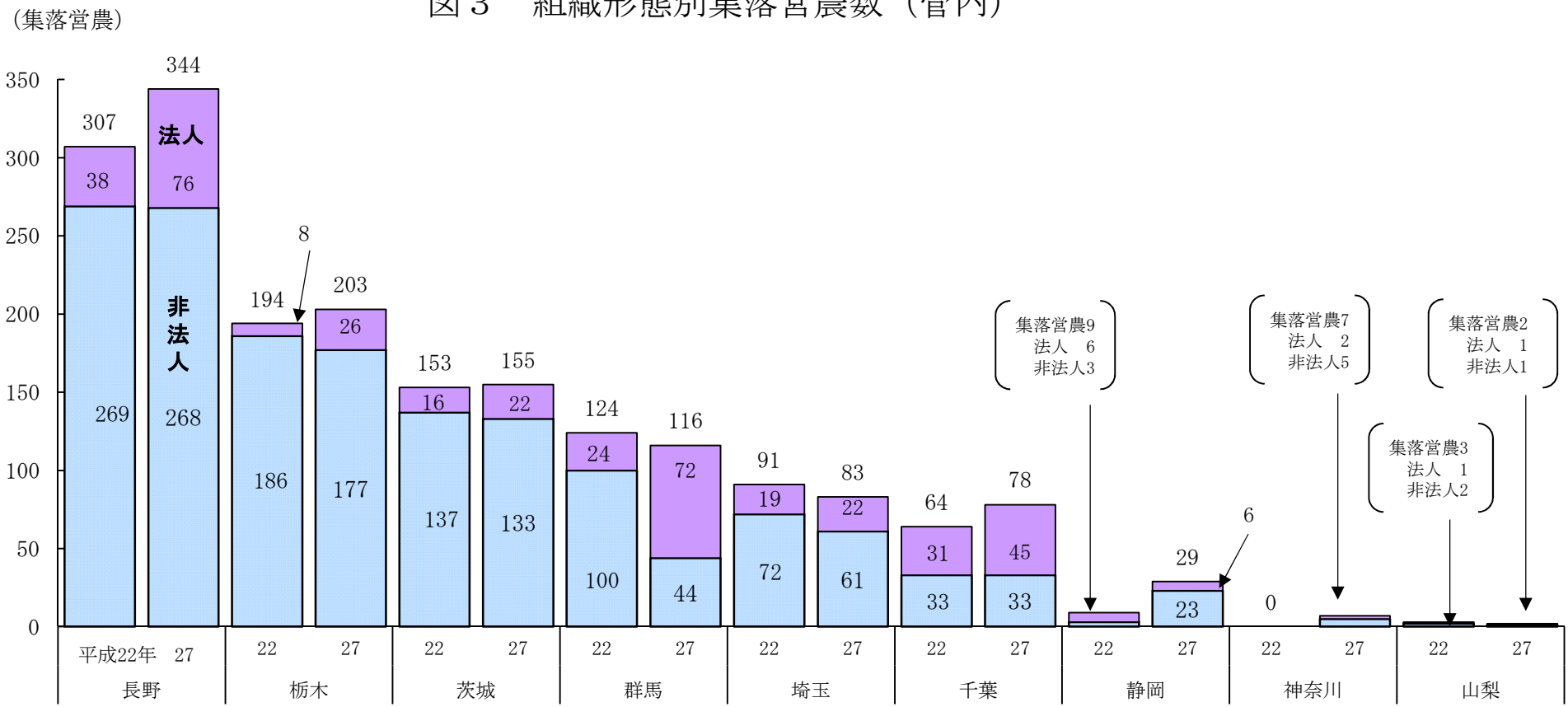

注：東京は、集落営農がないため掲載しない（以下同じ。）。

4　構成する農業集落数別集落営農数の割合（管内）

- 　構成する農業集落数別に管内の集落営農数の割合をみると、「１農業集落」で構成された集落営農が59%を占めており、次いで「５農業集落以上」が18%、「２農業集落」が12%となっています。
- 　県別にみると、埼玉は「５農業集落以上」が43%を占めていますが、その他の県は「１農業集落」が、50%以上となっています。

図４　農業集落数別の集落営農数割合（管内）

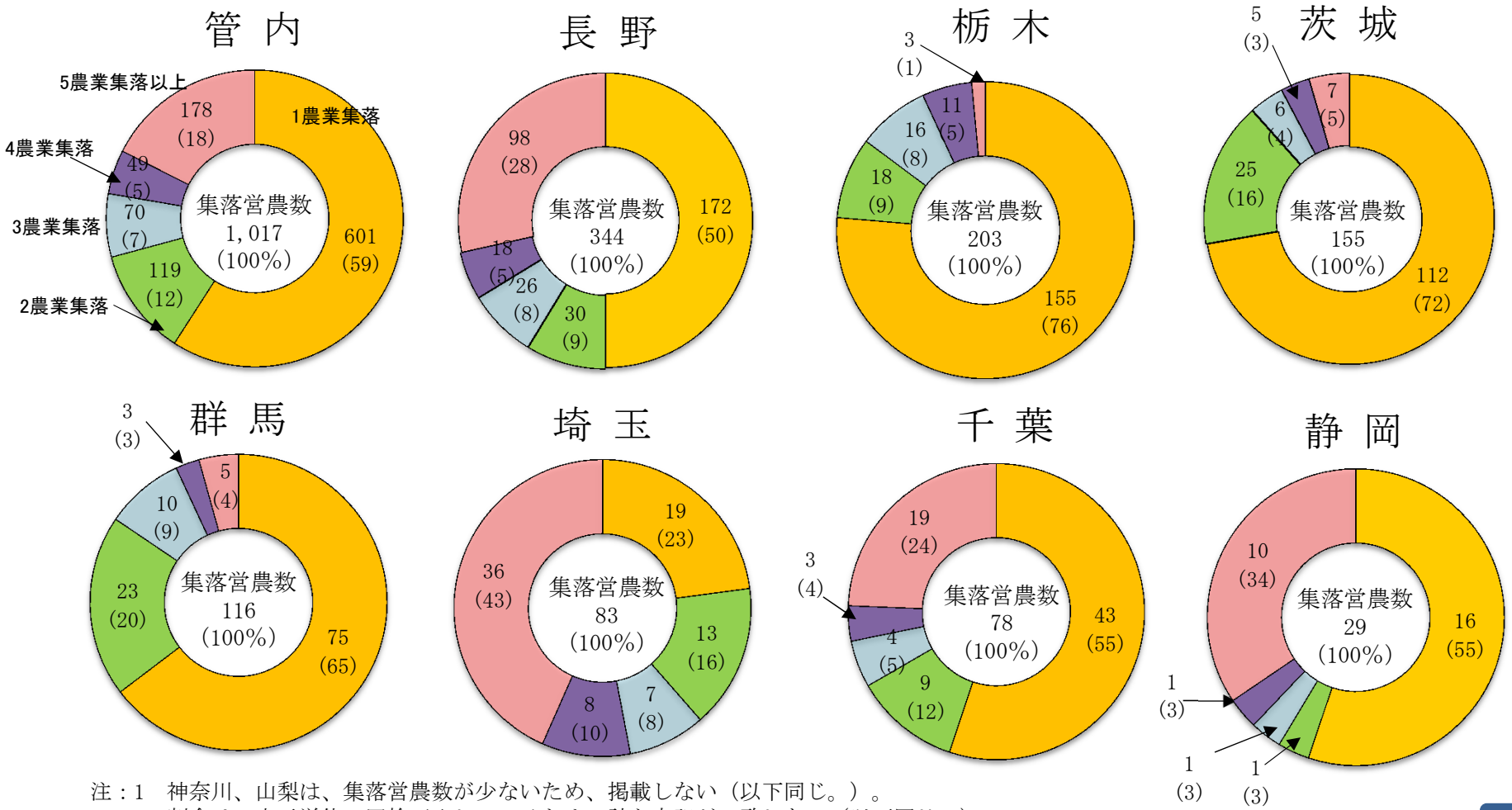

注：1　神奈川、山梨は、集落営農数が少ないため、掲載しない（以下同じ。）。
　　2　割合は、表示単位で四捨五入しているため、計と内訳が一致しない（以下同じ。）。

5　活動内容別集落営農数割合（管内）

・　活動内容別に管内の集落営農数の割合をみると、「農産物等の生産・販売等を行っている」及び「機械の共同所有・共同利用を行う」が共に80%以上となっていますが、「作付地の団地化など、集落内の土地利用調整を行う」は57%となっています。
・　県別にみると、長野、群馬では「機械の共同所有・共同利用を行う」が最も高くなっていますが、それ以外は、「農産物等の生産・販売等を行っている」が最も高くなっています。特に埼玉では100%となっています。また、茨城は、「作付地の団地化など、集落内の土地利用調整を行う」が95%となっています。

図５　活動内容別集落営農数割合（管内）（複数回答）

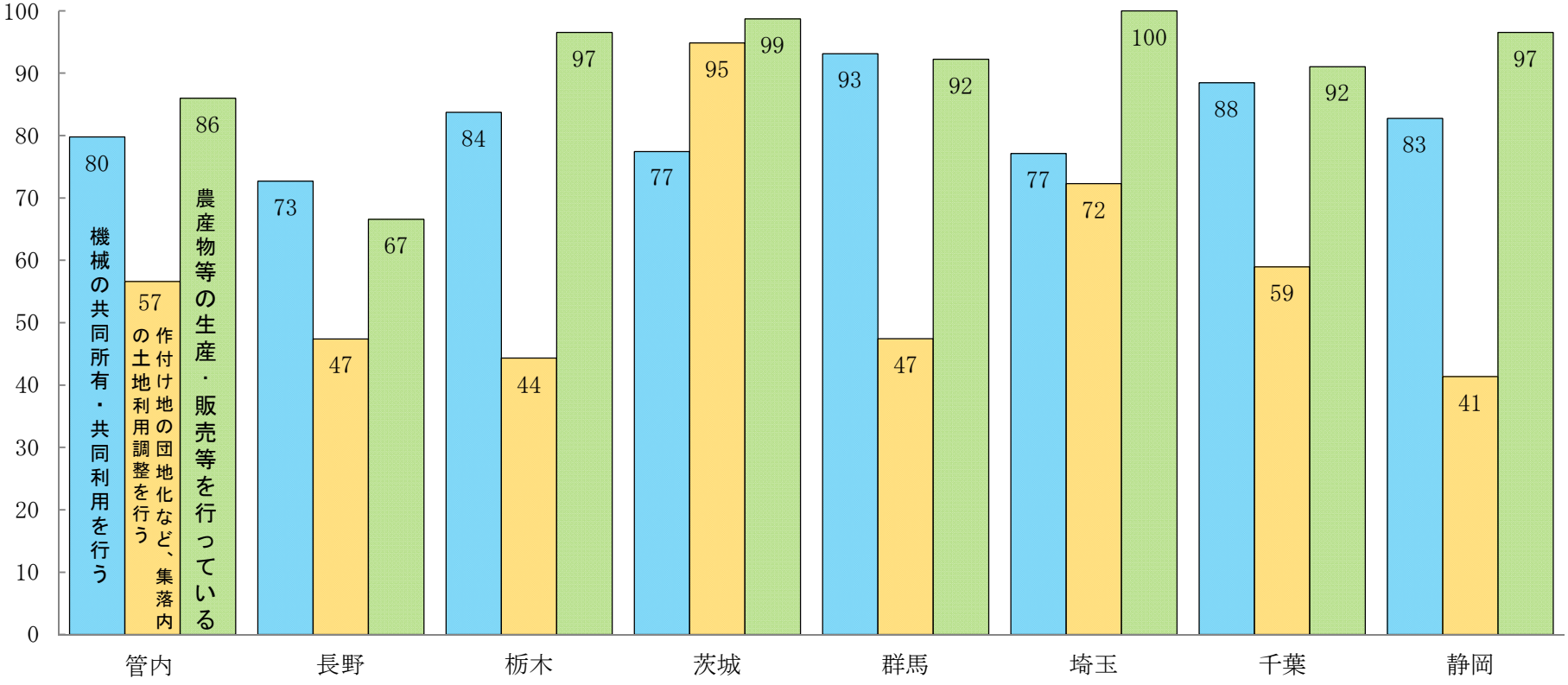

６ 農地の現況集積面積の規模別集落営農数割合（管内）

・　農地の現況集積面積（経営耕地面積＋農作業受託面積）の規模別に管内の集落営農数の割合をみると、50ha以上」が26%となっており、「30～50ha」と「10ha未満」が21%となっています。
・　県別にみると、栃木と千葉では「30ha以上」が50%を超えています。また、静岡は、「10ha未満」が59%となっています。

図６　農地の現況集積面積規模別集落営農数割合（管内）

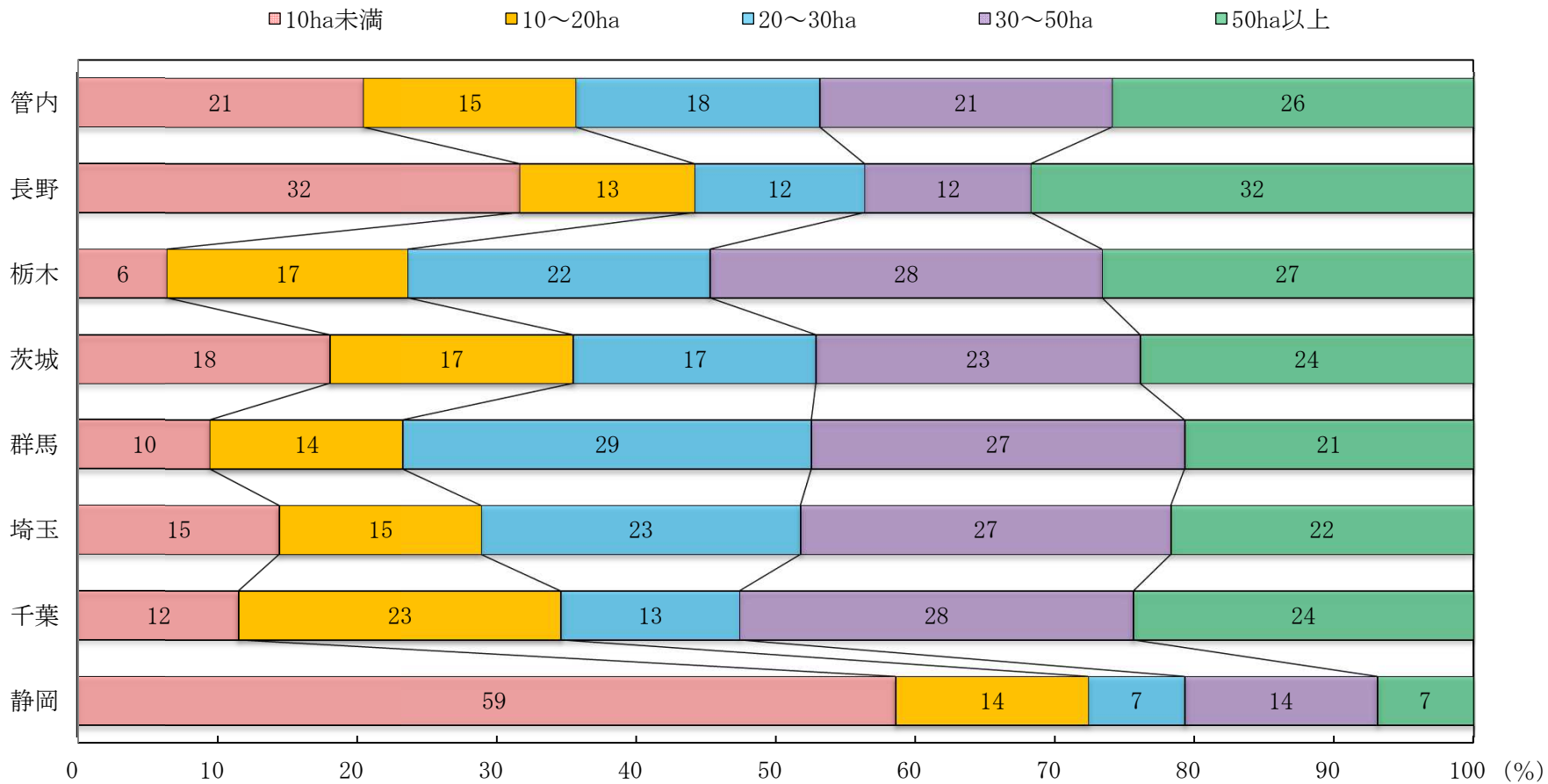

7　人・農地プランにおける位置付け状況別集落営農数（管内）

- 　管内1,017の集落営農のうち、人・農地プランにおいて「中心経営体として位置付けられている」集落営農数は、562で全体の過半数を超えています。
- 　県別にみると、栃木、茨城、群馬、埼玉は「中心経営体として位置付けられている」集落営農数がそれぞれ過半数を超えています。

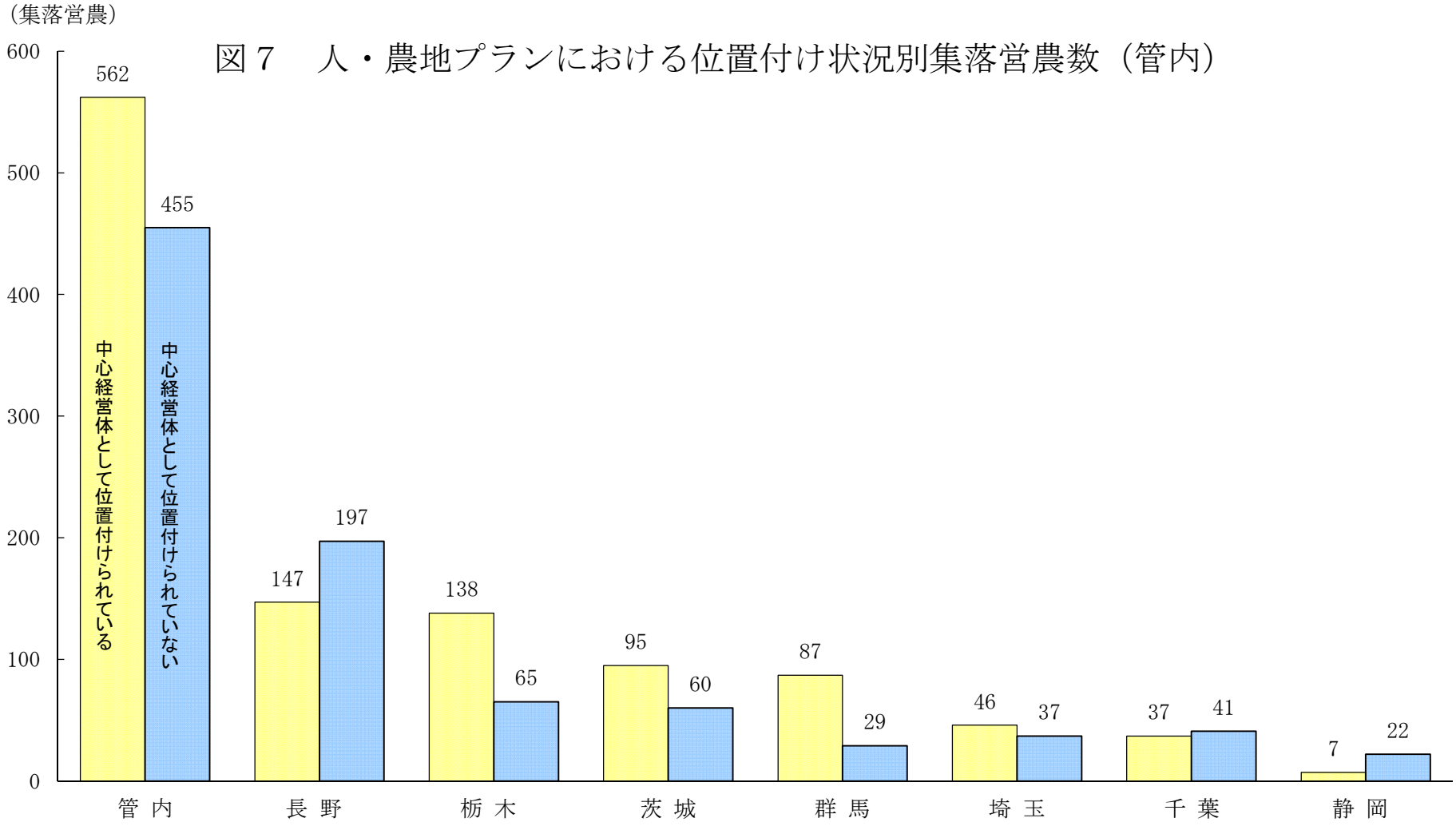

8　経営所得安定対策への加入状況別集落営農数（管内）

・　管内1,017の集落営農のうち、経営所得安定対策に加入している集落営農数は、799で全体の79%となっています。
・　県別にみると、栃木、茨城、群馬、埼玉は経営所得安定対策に加入している集落営農数がそれぞれ80%以上となっています。

図８　経営所得安定対策への加入状況別集落営農数（管内）

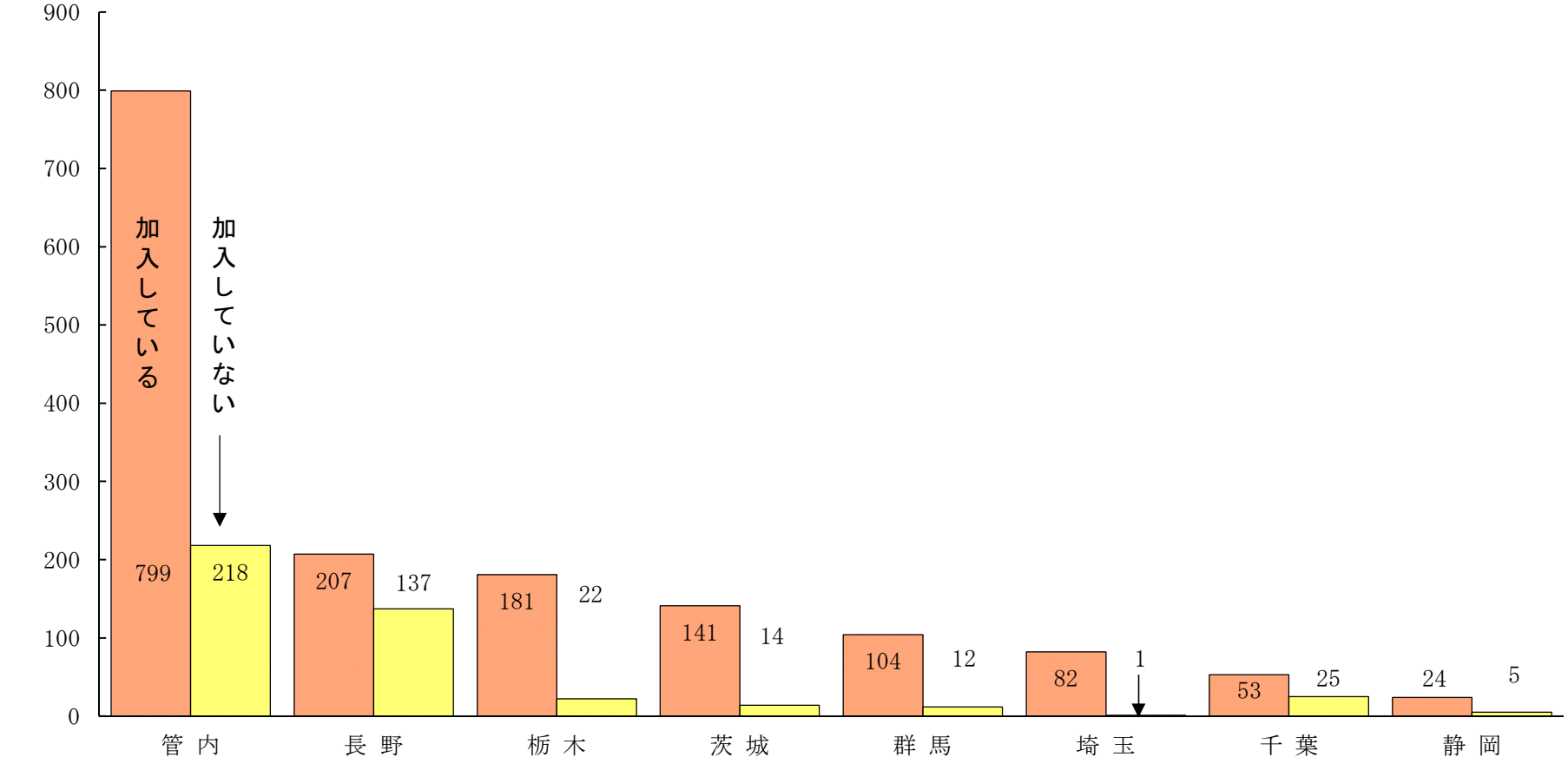

調査の概要

1　用語の解説

本調査における集落営農とは、「集落」を単位として農業生産過程における一部又は全部についての共同化・統一化に関する合意の下に実施される営農（農業用機械の所有のみを共同で行う取組及び栽培協定又は用排水の管理の合意のみの取組を行うものを除く。）をいう。

具体的には、次のいずれかに該当する取組を行っているものとした。

(1) 集落で農業用機械を共同所有し、集落ぐるみのまとまった営農計画などに基づいて、集落営農に参加する農家が共同で利用している。
(2) 集落で農業用機械を共同所有し、集落営農に参加する農家から基幹作業の委託を受けたオペレーター組織等が利用している。
(3) 集落の農地全体を一つの農場とみなし、集落内の営農を一括して管理・運営している。
(4) 認定農業者、農業生産法人等、地域の意欲ある担い手に農地の集積、農作業の委託等を進めながら、集落ぐるみでのまとまった営農計画などにより集落単位での土地利用、営農を行っている。
(5) 集落営農に参加する各農家の出役により、共同で（農業用機械を利用した農作業以外の）農作業を行っている。
(6) 作付地の団地化など、集落内の土地利用調整を行っている。

ただし、以下に該当する取組のみを行う組織については、集落営農には含めないこととした。

(ｱ) 農業用機械の所有のみを共同で行う取組
(ｲ) 栽培協定、用排水の管理のみの取組

2　調査期日

平成27年２月１日現在

3　調査の方法

全国の市区町村（直近の農林業センサスにおいて耕地の存在が認められなかった市区町村を除く。）に対して調査票を郵送により配布し、政府統計共同利用システムのオンライン調査システム、郵送又はファクシミリにより回収する自計調査の方法により実施。